

森林環境譲与税配分額推移 (R4年3月更新)

(単位：百万円)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4~5年度	R6年度~
鳥取市	35.7	75.8	74.4	96.3	118.2
岩美町	3.3	7.1	7.2	9.3	11.4
八頭町	13.3	28.3	27.8	36.0	44.2
若桜町	10.8	22.9	23.0	29.8	36.5
智頭町	24.5	52.0	52.2	67.5	82.9
倉吉市	14.0	29.8	29.8	38.6	47.4
湯梨浜町	2.3	4.8	4.8	6.2	7.6
三朝町	8.3	17.6	18.0	23.3	28.6
北栄町	1.9	4.1	4.1	5.3	6.6
琴浦町	4.7	9.9	9.9	12.8	15.7
米子市	7.8	16.7	16.7	21.6	26.5
境港市	1.6	3.4	3.4	4.4	5.4
南部町	4.3	9.2	11.1	14.3	17.6
伯耆町	4.1	8.7	8.6	11.1	13.7
日吉津村	0.1	0.3	0.3	0.4	0.5
大山町	5.7	12.0	12.0	15.6	19.1
日南町	26.8	57.0	57.2	74.1	90.9
日野町	11.7	24.9	25.0	32.3	39.7
江府町	4.6	9.8	9.0	11.6	14.3
市町村計	185.6	394.4	394.4	510.4	626.4
県	46.4	69.6	69.8	69.8	69.8
県 + 市町村	232.0	464.0	464.2	580.1	696.1

注 R1~3年度は配分実績額、R4年度以降は試算額

(試算方法：R3年度の実績額に、全市町村の増額比率 (R4~5年度:440/340、R6年度~:540/340) を乗じる)

<参考> 全国の配分額

(単位：億円)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4~5年度	R6年度~
譲与額	200	400	400	500	600
市町村	160	340	340	440	540
県	40	60	60	60	60
市町村：県の割合	80:20	85:15	85:15	88:12	90:10

【譲与基準】



## 森林環境保全税（県税）及び森林環境譲与税（国税）の使途に係る参照条文

## ■鳥取県税条例（抜粋）

## 第7款 森林環境保全税

## （森林環境保全税の趣旨）

第53条の18 すべての県民が享受している水源かん養、県土の保全等の森林の持つ公益的な機能を持続的に発揮させる必要があることにかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に資する施策に要する費用に充てるため、県民税の均等割の税率の特例として森林環境保全税を課する。

## 2 略

## （森林環境保全税の使途）

第53条の21 知事は、前2条の規定による加算額に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を用いて、次に掲げる事業を行うものとする。

（1）緊急に公益的な機能を維持し、又は回復する必要がある森林及び県民の生活を守るために特に重要な役割を果たしている森林を保全し、又は整備するための事業

（2）森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成するための事業

## ■森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（抜粋）

## （趣旨）

第一条 この法律は、森林（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第一項に規定する森林をいう。以下同じ。）の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、森林環境税について、納税義務者、税率、賦課徴収等の手続及びその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるとともに、その収入額に相当する額を森林環境譲与税として市町村及び都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

## （森林環境譲与税の使途）

第三十四条 市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。

一 森林の整備に関する施策

二 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用（脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第二条第三項に規定する木材の利用をいう。）の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

2 都道府県は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。

一 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項各号に掲げる施策の支援に関する施策

二 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項第一号に掲げる施策の円滑な実施に資するための同号に掲げる施策

三 前項第二号に掲げる施策

3 市町村及び都道府県の長は、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、森林環境譲与税の使途に関する事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

# 森林環境譲与税に係る財政需要の試算方法（①森林経営管理制度分）

## <試算方法の概要>

- ① 県内の私有人工林のうち、森林経営管理制度の対象となり得る森林(対象A)面積を抽出
- ② 対象Aのうち一定割合(ここでは7割)が「市町村森林経営管理事業」の対象となる(対象B)と仮定
- ③ 対象Bで15年に1回の周期で切捨間伐が必要になると仮定し、標準的な単価に基づきその経費を算出
- ④ 集積計画は計画期間15年と仮定し、15年周期で意向調査と集積計画策定を行うものとして経費を算出

## ■試算条件等の詳細

条件因子	単位	設定	備考
私有人工林	ha	64,107	森林簿上の私有人工林の単純な合計面積
私有人工林(絞り込み)	ha	28,276	明らかに制度対象外である小班を除いた面積
経営不適合割合	-	0.7	経営に適さない森林と判定される割合。仮置。
意向調査	千円/ha	28	鳥取県内のR1-2実績平均(全国平均値:14.853円)
集積計画	千円/ha	30	前例が少ないため仮置の額
森林整備(利用間伐)	千円/ha	1000	
森林整備(切捨間伐)	千円/ha	277	
利用間伐割合	-	0	経営に適さない箇所のため利用間伐は少ない想定
R6以降の譲与額	千円/年	626,356	試算値。県内市町村への譲与分の合計額。
間伐周期	年	15	要整備森林に対して何年に1回間伐を行うか
経営管理権周期	年	15	集積計画の存続期間。公表済み計画の平均から。

間伐単価(加重平均)	千円/ha	277	利用間伐と切捨間伐の加重平均単価
要整備森林	ha	19,793	経営管理制度で整備しないといけない森林の総面積
年間調査・計画面積	ha	1,885	一年間に実施しないといけない意向調査等の面積
年間要間伐面積	ha	1,308	一年間に実施しないといけない間伐面積
費用上の間伐上限	ha	2,261	譲与額を間伐単価で割った面積
合計費用	千円/年	474,937	
差額	千円/年	151,420	譲与税と経営管理制度必要経費の差額
差額(市町村あたり)	千円/年	7,969	最終的な差額を単純に19で割った額

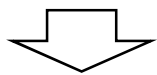
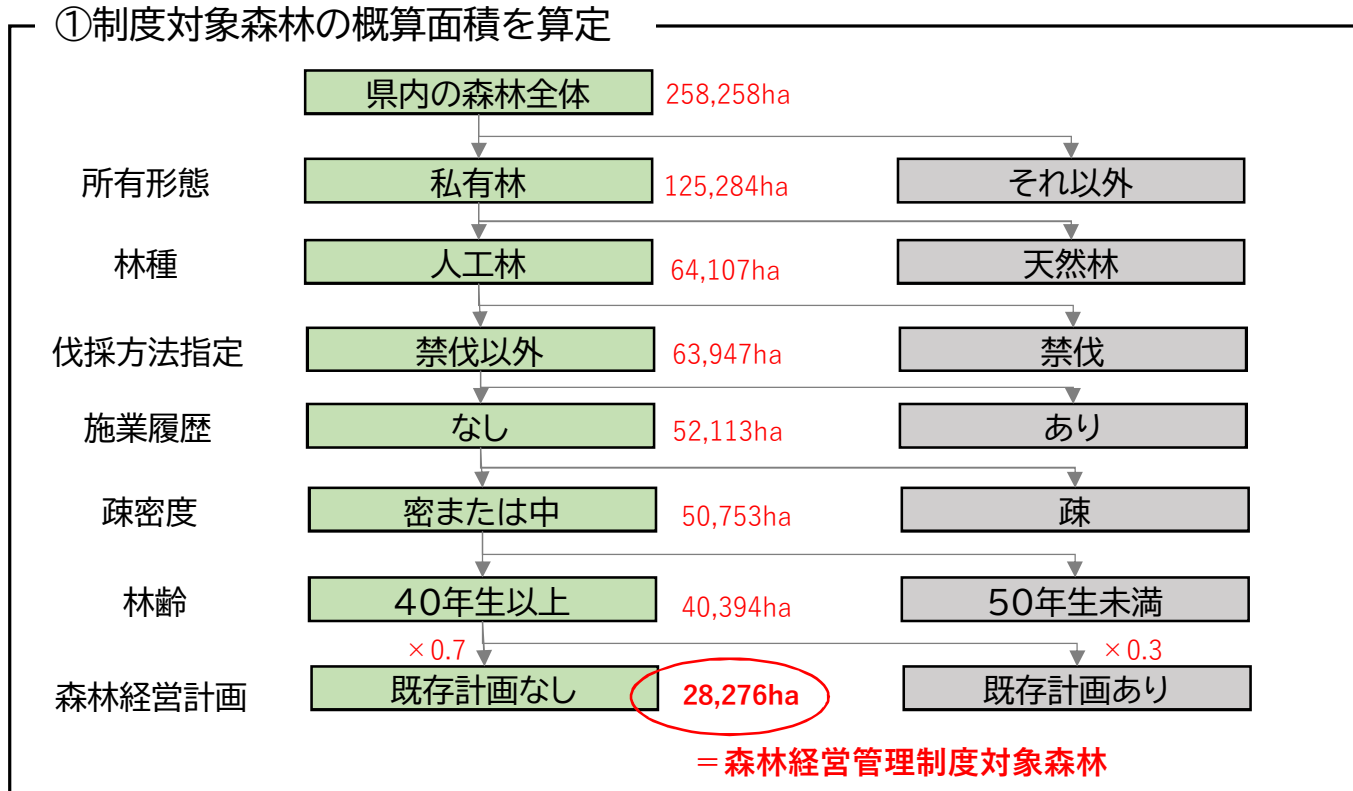
## ■参考:市町村別の差額

市町村	譲与額	人工林面積	比率	按分経費	按分差額
鳥取市	120,407	14,258	0.17	82,347	38,059
米子市	26,480	671	0.01	3,875	22,605
倉吉市	47,287	5,722	0.07	33,047	14,240
境港市	5,441	20	0.00	116	5,325
岩美町	11,235	1,896	0.02	10,950	285
若桜町	36,386	5,623	0.07	32,476	3,910
智頭町	82,569	11,140	0.14	64,339	18,230
八頭町	44,928	5,879	0.07	33,954	10,974
三朝町	27,996	4,611	0.06	26,631	1,365
湯梨浜町	7,661	1,344	0.02	7,762	-101
琴浦町	15,775	2,894	0.04	16,714	-940
北栄町	6,494	737	0.01	4,257	2,237
日吉津村	446	3	0.00	17	428
大山町	19,079	2,897	0.04	16,732	2,347
南部町	14,621	2,495	0.03	14,410	211
伯耆町	13,814	2,309	0.03	13,336	478
日南町	90,572	11,998	0.15	69,294	21,277
日野町	39,542	5,052	0.06	29,178	10,364
江府町	15,626	2,684	0.03	15,501	125
合計	626,356	82,233	1.00	474,937	151,420

※按分経費=合計費用474,937千円に私有人工林面積比率を乗じた額  
 按分差額=譲与額(R6以降の試算額)から按分経費を引いた額

# 森林環境譲与税に係る財政需要の試算方法（①森林経営管理制度分）

## 試算方法のイメージ



※現実には、制度対象森林であるかどうかは森林の現況や森林所有者の意向等を踏まえて決定するが、ここでは大まかな規模感を把握するために、森林簿から面積を算定している。

## ②必要経費の概算額を算定

制度対象森林に対し、

- (1)15年に1度の周期で意向調査及び集積計画を樹立すると仮定
- (2)うち7割が、市町村森林経営管理事業の対象になると仮定して、  
 $28,276 \times 0.7 = 19,793$ haについて、15年で一巡するよう切捨間伐を実施すると仮定

(1)(2)それぞれについて既存事業等の例から把握された標準的な単価を乗じた上で、(1)+(2)を年間の概算経費として算出

## 森林環境譲与税に係る財政需要の試算方法（②森林経営管理制度以外）

<森林経営管理制度以外の必要額の算出方法>

- ① 各年度の充当額(R1～2は決算調査、R3～4は使途検討調査の額)に対し、以下のa,bの2つの係数を乗じて、R6以降の充当額に補正。
  - a. 事業化率の逆数 … 基金積立をしない場合の充当額に補正する
  - b. 補正係数 … R6以降の譲与総額に対する各年度の譲与総額の比で、総額を補正する
- ② この処理をR1～4の各年度に対してそれぞれ実行し、その平均値をとる。

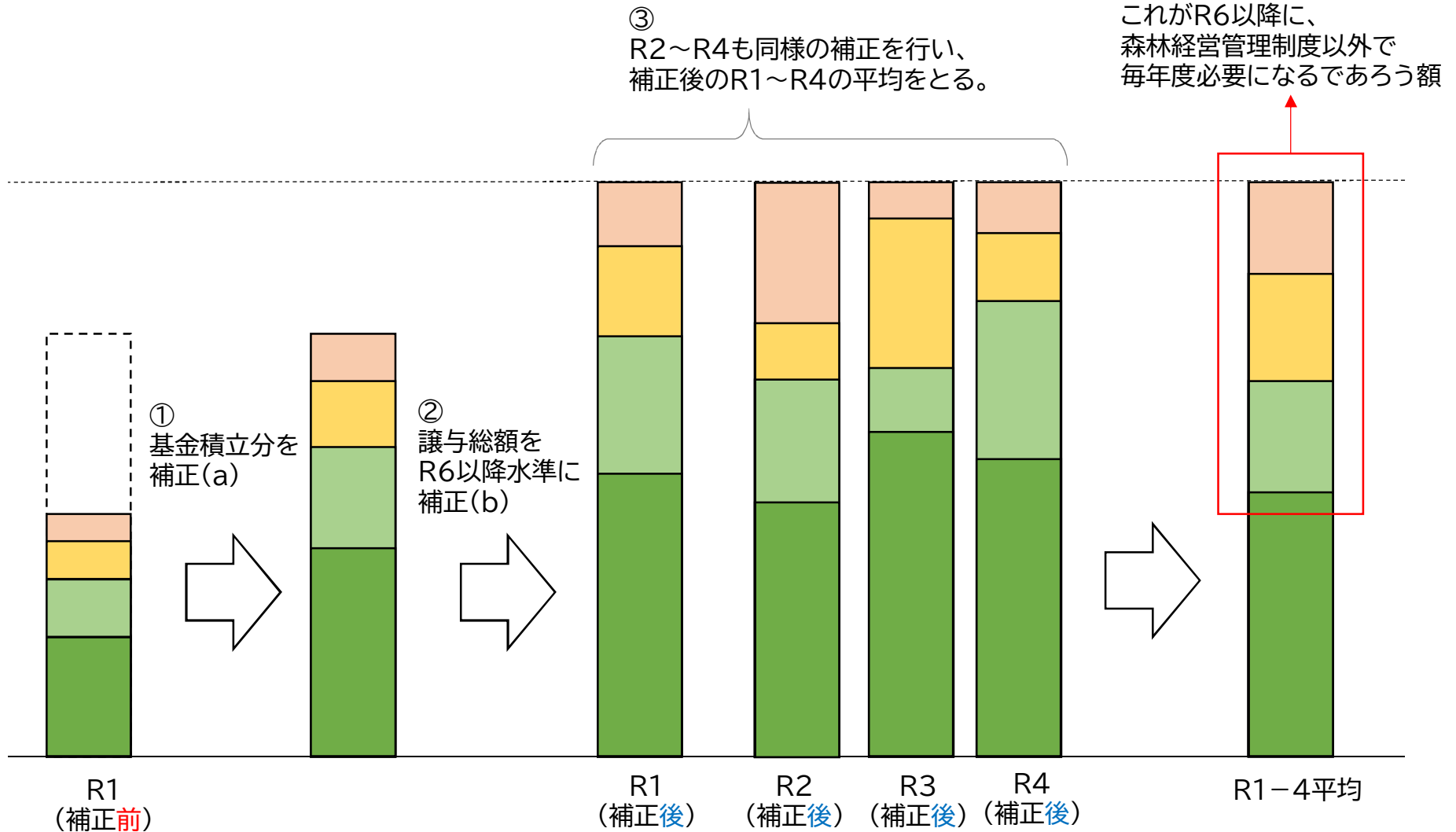
区分	R1決算				R2決算			
	充当額	事業化率	補正係数	補正後	充当額	事業化率	補正係数	補正後
その他の森林整備	5,308	0.41	3.38	43,659	20,180	0.20	1.59	159,294
人材育成	15,086	0.41	3.38	124,094	14,333	0.20	1.59	113,138
木材利用	20,171	0.41	3.38	165,915	10,964	0.20	1.59	86,548
合計	76,147	0.41	3.38	626,356	79,352	0.20	1.59	626,387

区分	R3検討				R4検討				R1-4 補正後平均
	充当額	事業化率	補正係数	補正後	充当額	事業化率	補正係数	補正後	
その他の森林整備	48,846	0.69	1.59	112,253	67,266	0.61	1.20	133,198	112,101
人材育成	70,350	0.69	1.59	161,671	30,818	0.61	1.20	61,025	114,982
木材利用	26,598	0.69	1.59	61,125	55,382	0.61	1.20	109,666	105,813
合計	272,427	0.69	1.59	626,063	310,002	0.61	1.20	613,856	332,896

- ・森林経営管理制度の今後の必要経費 474,937千円/年
- ・森林経営管理制度以外の使途 **332,896**千円/年
- ・令和6年度以降の譲与総額 626,356千円/年
- ・ $626,356 - (474,937 + 332,896) = -181,477$ 千円

# 森林環境譲与税に係る財政需要の試算方法（②森林経営管理制度以外）

<森林経営管理制度以外の必要額の算出方法>（イメージ）



※基金積立分を補正するのは、R1-4はあくまで制度準備段階であるために一時的に基金積立をしており、一定期間後は譲与額相当を基本的に毎年活用する想定のため

鳥取県森林環境保全基金の状況及び使途実績（令和3年5月末現在）

1 鳥取県森林環境保全基金の状況

（単位：千円）

区分	基金積立額				基金取崩額 （使途実績）
	当年度積立	前年度残額	運用益等	計	
平成17年度	63,892	-	-	63,892	24,598
平成18年度	98,671	39,294	19	137,984	80,019
平成19年度	106,460	57,965	158	164,583	85,086
平成20年度	156,834	79,497	750	237,081	116,016
平成21年度	175,998	121,065	807	297,870	182,073
平成22年度	183,337	115,797	261	299,395	225,286
平成23年度	172,428	74,109	191	246,728	107,681
平成24年度	175,046	139,047	305	314,398	181,196
平成25年度	177,189	133,202	313	310,704	151,334
平成26年度	179,281	159,371	134	338,786	166,031
平成27年度	173,893	172,756	98	346,747	145,510
平成28年度	179,940	201,236	56	381,232	156,930
平成29年度	178,695	224,303	72	403,070	155,626
平成30年度	175,271	247,444	103	422,818	168,361
令和元年度	172,819	254,458	36	427,313	180,970
令和2年度	179,509	246,345	4	425,858	159,295
					基金残高 266,563

※平成20年度以降の取崩額は、前年度から当年度へ繰り越した事業費分を含む。前年度残額は、端数調整している。

※平成29～令和2年度の運用益額等には、補助事業に係る返還金を含む。

2 使途事業の内容

とっとり環境の森 緊急整備事業	【強度間伐】県が、放置された森林において伐採率の高い(30～50%)間伐を実施し、針広混交林化へ誘導 【荒地の条件整備】荒地において、県が行う林地保全及び植生回復のための整備
保安林等の保全・整備	森林所有者等が実施する保安林の間伐および作業道整備ならびに普通林の間伐を支援 (国の造林事業、県独自の森づくり作業道整備事業に上乗せ補助し、森林所有者負担を軽減)
竹林対策	放置竹林の抜き伐り・皆伐、管理道・アクセス道開設、伐採竹の搬出を支援(竹林整備事業) 竹林の伐採・植林、人工林への侵入竹の駆除を支援(造林事業に上乗せ補助し、森林所有者負担を軽減)
森林景観対策	市町村が実施する、国立公園等の景観の向上を図るための枯死木の伐採等を支援
作業道災害復旧対策	平成23年9月の台風12号により被災した作業道の復旧に要する経費を支援
とっとり県民参加の 森づくり推進事業	NPOやボランティア団体などが実施する森づくりへの参加を促す森林体験企画等を支援
制度の普及啓発	税の仕組み、使途事業などの県民周知(各種広報、森林環境フォーラム・竹林フォーラムの開催など)
森林環境保全税 関連事業評価委員会	森林体験企画の審査、事業検証など

3 使途事業の実績

（単位：面積ha、延長m、金額千円）

区分	とっとり環境の森緊急整備事業					保安林等の保全・整備										竹林対策					森林景観対策		作業道 災害復旧対策		とっとり県民参加の森づくり 推進事業			制度の 普及 啓発	事業 評価 委員会 経費	事業費 合計				
	強度間伐			荒地の条件整備		造林事業上乗せ (保安林・間伐)		造林事業上乗せ (普通林・間伐)		造林事業上乗せ 間伐小計		森づくり作業道事 業上乗せ		保安林内作業道 上乗せ小計		合計	竹林整備事業		造林事業 上乗せ		計		面積	事業費	延長	事業費	企画数				参加者数	事業費		
	箇所数	面積	事業費	箇所数	事業費	面積	事業費	面積	事業費	面積	事業費	延長	事業費	延長	事業費		延長	事業費	事業費	面積	事業費	面積											事業費	面積
平成17年度	8	82	16,426	-	-	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	13	3,030	7,873	299	24,598			
平成18年度	43	307	60,091	2	8,301	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	20	10,058	11,291	336	80,019			
平成19年度	36	354	76,760	1	597	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	13	2,604	7,426	303	85,086				
平成20年度	22	179	37,354	-	-	627	37,096	/	/	627	37,096	15,135	7,263	13,444	10,453	28,579	17,716	54,812	5	9,139	12	1,446	17	10,585	19	2,895	8,500	4,082	683	116,016				
平成21年度	8	58	14,805	-	-	1,400	65,937	/	/	1,400	65,937	28,569	12,477	10,377	7,698	38,946	20,175	86,112	20	51,702	30	3,366	50	55,068	10	7,499	26	4,432	12,849	4,990	750	182,073		
平成22年度	5	51	19,605	-	-	876	62,988	/	/	876	62,988	39,000	19,196	14,008	8,739	53,008	27,935	90,923	30	86,211	59	4,889	89	91,100	0	446	32	8,161	18,564	4,195	453	225,286		
平成23年度	1	12	2,787	-	-	861	31,586	/	/	861	31,586	59,982	7,481	14,281	6,870	74,263	14,351	45,937	14	32,572	98	3,941	112	36,513	28	6,166	28	5,903	15,709	202	367	107,681		
平成24年度	3	11	3,714	-	-	640	46,785	149	7,707	789	54,492	59,504	16,388	13,617	7,087	73,121	23,475	77,967	27	64,442	22	5,323	49	69,765	31	4,810	9,967	8,894	23	3,781	11,906	3,755	385	181,196
平成25年度	-	-	-	-	-	394	36,614	267	15,846	661	52,460	42,417	13,883	10,037	6,562	52,454	20,445	72,905	22	59,263	14	358	36	59,621	22	4,563	-	-	19	3,218	9,906	3,935	403	151,333
平成26年度	1	4	2,384	-	-	594	42,042	572	24,314	1,166	66,356	68,625	18,343	10,344	6,954	78,969	25,297	91,653	19	53,771	5	88	24	53,859	31	4,794	-	-	20	3,840	8,766	4,133	442	166,031
平成27年度	-	-	-	-	-	476	29,390	703	27,564	1,179	56,954	58,162	13,942	8,549	6,088	66,711	20,030	76,984	17	50,986	1	30	18	51,016	87	4,868	-	-	16	4,345	8,233	3,936	473	145,510
平成28年度	-	-	-	-	-	557	38,369	723	29,177	1,280	67,546	52,821	13,944	11,195	8,093	64,016	22,037	89,583	17	48,387	5	182	21	48,569	129	5,077	-	-	20	6,092	9,073	4,198	430	156,930
平成29年度	-	-	-	-	-	612	34,702	772	25,659	1,384	60,361	79,045	23,312	10,957	6,747	90,002	30,059	90,420	16	43,084	0	2	17	43,086	1,100	6,757	-	-	19	5,934	8,958	5,887	518	155,626
平成30年度	-	-	-	-	-	786	48,128	943	30,885	1,729	79,013	68,649	20,986	9,084	5,899	77,733	26,885	105,898	15	45,447	1	16	16	45,463	108	2,748	-	-	14	5,450	7,030	6,855	367	168,361
令和元年度	-	-	-	-	-	782	50,645	803	32,074	1,585	82,719	91,510	27,877	10,057	6,825	101,567	34,702	117,421	12	45,519	12	448	24	45,967	1	1,763	-	-	15	4,105	8,326	7,068	425	180,970
令和2年度	-	-	-	-	-	551	36,657	710	26,317	1,261	62,974	78,622	24,106	11,698	6,852	90,320	30,958	93,932	15	51,923	7	1,118	22	53,041	1	3,473	-	-	13	3,773	6,865	1,662	322	159,295
合計	127	1,058	233,926	3	8,898	9,156	560,939	5,642	219,543	14,798	780,482	742,041	219,198	147,648	94,867	889,689	314,065	1,094,547	228	642,446	266	21,207	494	663,653	1,548	52,964	9,967	8,894	310	77,621	161,275	54,898	6,956	2,286,011
事業費割合(R2)							23.0%		16.5%		39.5%		15.1%		4.3%		19.4%	59.0%		32.6%		0.7%		33.3%		2.2%				4.3%	1.0%	0.2%		100.0%
事業費割合(合計)			10.2%		0.4%		24.5%		9.6%		34.1%		9.6%		4.1%		13.7%	47.9%		28.1%		0.9%		29.0%		2.3%				7.1%	2.4%	0.3%		100.0%

森林環境保全税使途実績・市町村別(平成30～令和2年度の3年平均値)

(単位：面積ha、延長m、金額千円)

(参考)

地域	市町村	保安林等の保全・整備													竹林対策						森林景観対策		とっとり県民参加の森づくり推進事業			制度の普及啓発	事業評価委員会経費	事業費合計 A			
		造林事業上乘せ (保安林・間伐)		造林事業上乘せ (普通林・間伐)		造林事業上乘せ 間伐小計		造林事業上乘せ (保安林・作業道)		森づくり作業道事業 上乘せ		保安林内作業道 上乘せ小計		合計	竹林整備事業		造林事業 上乘せ		計		面積	事業費	企画数	参加者数	事業費						
		面積	事業費	面積	事業費	面積	事業費	延長	事業費	延長	事業費	延長	事業費		事業費	面積	事業費	面積	事業費	面積									事業費		
東部	鳥取市	118	8,328	203	8,037	321	16,365	19,070	6,652	0	0	19,070	6,652	23,017	5.1	16,801	1.5	258	6.6	17,059	0.0	0	3	556	1,319	-	-	41,395			
	岩美町	0	0	68	2,775	68	2,775	0	0	0	0	0	0	2,775	0.0	0	1.5	226	1.5	226	36.0	716	0	0	0	-	-	3,718			
	若桜町	23	1,601	31	1,248	53	2,849	4,033	1,488	316	460	4,349	1,948	4,797	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	-	-	4,797			
	智頭町	206	13,632	19	801	226	14,433	29,612	9,574	9,061	5,630	38,673	15,204	29,637	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	1	23	407	-	-	30,044			
	八頭町	69	4,963	49	2,003	118	6,966	9,518	3,545	349	310	9,867	3,854	10,820	3.5	16,703	0.0	0	3.5	16,703	0.0	0	1	41	155	-	-	27,678			
中部	倉吉市	41	1,906	61	1,464	102	3,369	4,029	774	0	0	4,029	774	4,143	2.7	7,902	0.0	0	2.7	7,902	0.0	0	1	786	610	-	-	12,656			
	三朝町	25	1,476	26	944	52	2,421	3,281	626	0	0	3,281	626	3,047	0.2	502	0.0	0	0.2	502	0.0	0	2	353	994	-	-	4,543			
	湯梨浜町	0	0	14	300	14	300	0	0	0	0	0	0	300	0.3	968	0.0	0	0.3	968	0.6	1,945	0	0	0	-	-	3,213			
	琴浦町	34	2,103	29	713	64	2,816	2,280	471	207	126	2,487	596	3,412	0.3	499	0.0	0	0.3	499	0.0	0	0	14	30	-	-	3,941			
	北栄町	0	0	14	398	14	398	0	0	0	0	0	0	398	0.2	536	0.0	0	0.2	536	0.0	0	0	0	0	-	-	934			
西部	米子市	0	0	4	41	4	41	0	0	0	0	0	0	41	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	2	1,434	1,600	-	-	1,641			
	境港市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	-	-	0			
	日吉津村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	-	-	0			
	大山町	0	3	16	405	16	408	0	0	0	0	0	0	408	0.6	1,744	0.0	0	0.6	1,744	0.0	0	0	0	0	-	-	2,152			
	南部町	4	240	27	1,053	31	1,294	396	134	0	0	396	134	1,428	0.8	1,527	0.0	0	0.8	1,527	0.0	0	1	197	596	-	-	3,550			
	伯耆町	2	95	11	274	13	369	0	0	0	0	0	0	369	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	1	179	350	-	-	719			
日野	日南町	166	9,728	199	7,579	365	17,307	5,152	927	0	0	5,152	927	18,234	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	-	-	18,234			
	日野町	17	947	26	1,043	42	1,990	205	68	0	0	205	68	2,057	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	1	97	546	-	-	2,603			
	江府町	5	312	12	534	18	846	510	65	0	0	510	65	911	0.1	218	0.0	0	0.1	218	0.0	0	1	762	800	-	-	1,929			
東部計	416	28,524	370	14,864	786	43,388	62,234	21,258	9,726	6,400	71,960	27,658	71,046	8.6	33,504	3.0	484	11.6	33,988	36.0	716	4	619	1,882	-	-	107,632				
中部計	100	5,485	145	3,819	245	9,304	9,590	1,871	207	126	9,797	1,997	11,300	3.7	10,407	0.0	0	3.7	10,407	0.6	1,945	4	1,154	1,634	-	-	25,286				
西部計	6	338	59	1,774	65	2,112	396	134	0	0	396	134	2,246	1.4	3,271	0.0	0	1.4	3,271	0.0	0	4	1,811	2,546	-	-	8,063				
日野計	188	10,987	237	9,156	425	20,143	5,867	1,060	0	0	5,867	1,060	21,203	0.1	218	0.0	0	0.1	218	0.0	0	2	859	1,346	-	-	22,767				
合計		710	45,333	811	29,613	1,521	74,946	78,087	24,323	9,933	6,526	88,020	30,849	105,795	13.8	47,400	3.0	484	16.8	47,884	36.6	2,661	14	4,443	7,407	5,195	371	169,314			
Aに占める事業費割合		26.8%		17.5%		44.3%		14.4%		3.9%		18.2%		62.5%		28.0%		0.3%		28.3%		1.6%		4.4%		3.1%		0.2%		100.0%	

譲与税 配分額 (R6～)	使途実績÷譲与税			市町村
	合計	間伐・ 作業道	竹林 整備	
118,176	35%	19%	14%	鳥取市
11,407	33%	24%	0%	岩美町
36,541	13%	13%	0%	若桜町
82,876	36%	36%	0%	智頭町
44,164	63%	24%	38%	八頭町
47,398	27%	9%	17%	倉吉市
28,577	16%	11%	2%	三朝町
7,589	42%	4%	13%	湯梨浜町
15,652	25%	22%	3%	琴浦町
6,551	14%	6%	8%	北栄町
26,454	6%	0%	0%	米子市
5,370	0%	0%	0%	境港市
454	0%	0%	0%	日吉津村
19,095	11%	2%	9%	大山町
17,553	20%	8%	9%	南部町
13,656	5%	3%	0%	伯耆町
90,914	20%	20%	0%	日南町
39,680	7%	5%	0%	日野町
14,281	14%	6%	2%	江府町
293,163	37%	24%	11%	東部計
105,767	24%	11%	10%	中部計
82,582	10%	3%	4%	西部計
144,876	16%	15%	0%	日野計
626,387	27%	17%	8%	合計

注1)端数処理等の影響で、決算額とは一致しない箇所がある。

注2)とっとり県民参加の森づくり推進事業の市町村別は、事業実施主体の所在地に基づく。活動場所や参加者住所ではない。

注3)普及啓発と評価委員会経費は、合計値のみ。



# 竹林対策の再編に係る検討資料

# 竹林対策に係る県の仕分け案に対する市町村意見及びそれを踏まえた方針

※普及啓発の意味合いも含めた事業であるため、以下の様な竹林を対象として検討している

- ①国道・県道・広域農道から目視できる200m程度の距離までの竹林
- ②林縁部が集落に接している竹林

## ○市町村意見

### 賛成意見

- ・「①」「②」以外の竹林については、極力林種転換を目指ほうがよい。 ・過去の実施箇所は現在県が検討している①②がほとんどである。
- ・①②のエリアは県が引き続き受け持ち、それ以外は市町村が受け持つ採択守備範囲の考え方でいいと思う。
- ・不特定多数の通行がある箇所(県)と地元住民の限定された者の通行箇所(市町村) ・県と市町村のそれぞれが対象とする範囲については、県道や国道、集落に面する竹林は県が負担、上記に該当しないもの(町道や林道に面するもの)は町が負担するという条件付きというの也被えられる。
- ・県対応エリア外について、町が整備必要と判断するエリアは譲与税で対応するしかない。
- ・エリア分けは難しいが、一般的に考えると国道や県道は利用度や公益性が高いことから県で、町道や農道については町でというやり方あり。また、事業内容でいえば、林種転換で植栽を伴うものはその後の造林事業と合わせて県で、竹林として利用する場合は町でというの也被え。

### 反対(拡充)意見

- ・水道等ライフラインに関する公共施設等周辺(県) ・エリア分けの範囲について①では町道も範囲に含めて欲しい。目視200mは狭いと感じるため300mに延長を。
- ・②について集落から少し外れた位置にある民家について要望があると想定できるためそちらもエリアに含めていただきたい。また集落と竹林の間に畑があり林縁部が接しない箇所も含めてもらいたい。 ・①②の対象竹林及び、それに隣接する竹林とすること。竹林の性質上、浸食するため。
- ・町道や林道に面した竹林などが想定される。譲与税は竹林整備に活用する予定はなく、保全税や里山パッケージメニューなどの県による補助を必要としている。



## ○対応方針(案)

- ・県の検討方針について、各市町からは概ね賛同が得られる方向の回答が多かった。
- ・一部市町からは、県の整理方針の範囲の拡充を求める意見も出された。
- ・どこかで線引きは行わなければならないなかで、市町村管理施設の沿線(市町村道、林道、農道、水道等)および、生活環境へ喫緊の影響が懸念されない(集落に接していない)竹林整備については、譲与税での対応をお願いするもの。
- ・広域的な課題としての竹林面積の減少を目的とする中で、①②の範囲において整備を進めることで、普及啓発的観点も含めた竹林整備を推進していく。

## 林種転換における隘路について(市町村意見)

Q3-1. 人家や道路等インフラに近い場合、本来なら林種転換による抜本的解決をしたいにもかかわらず、経営計画の樹立困難による自己負担額を理由に、竹林のままとしての整備を選択している様な事案、または整備をあきらめている事案はありますか。

Q3-2. 仮に、経営計画の樹立困難地において、林種転換に係る補助率を嵩上げ(例:7割補助)すれば、林種転換が進む(潜在的需要がある)と考えられますか。

### ○市町村意見

#### 賛成意見

- ・竹林整備が必要な箇所は、そのほとんどが経営計画の樹立困難地であるため、支援の拡充によって林種転換を進めることは必要と考える。
- ・放置竹林をなんとかしたい、けれどもあまり手をかけられないという所有者は一定数存在する。 ・経営計画樹立困難地における需要は見込まれる。
- ・放置竹林対策で本来、林種転換すべきではあるが、自己負担額が大きい等の理由で竹林整備事業を実施している実態があります。そのため、経営計画樹立困難地の林種転換における補助の拡充については異論ありません。むしろ積極的に進めていただきたい。
- ・自己負担額を理由に整備を諦めている事案はある。
- ・全ての荒廃竹林が無条件で所有者負担が少なくできるのは問題。少しは負担をしてでも造林の意欲がある所有者に限って行うのが良い。

#### 反対(拡充)意見

- ・林種転換にかかる補助率を嵩上げしても林種転換が進むとは思えない。
- ・経営計画の樹立困難地の竹林所有者さんの自己負担額が少しでもかかると7割補助したところで林種転換に踏み切る所有者は出てこないのではないかと
- ・例年実施している竹林整備事業では竹林を竹林として活用するための整備のため、林種転換は進まないのではないかと
- ・自己負担をしてまで林種転換を行なおうという所有者がいないのが現状。竹林の林種転換では伐採・搬出にできるだけ所有者負担が無いようにしなければ進まない。

### ○対応方針(案)

- ・経営計画樹立困難地について、支援の拡充によって林種転換が進むとされる意見は一定数ある。
- ・しかしながら、所有者の自己負担がある限り、林種転換に踏み切る所有者は居ないのではとの意見もある一方で、少しは負担してでも造林の意欲がある所有者に限って行うのが良いとの意見もある。
- ・本事業は普及啓発の側面もあることから、やる気のある森林所有者を支援する意味で一定の所有者負担を求めるものとする。

## (参考)林種転換に係る経費比較の試算

- 森林経営計画の有無及び転換する樹種毎における森林所有者の自己負担額の一覧は下表のとおり。  
 ○拡充施策の林種転換について、既存の保全税での林種転換と同程度まで嵩上げすることを検討している。

(ha当たり)

区分	転換樹種	経営計画の有無	保全税負担額(千円)	森林所有者負担額			計(千円)	備考
				林種転換経費(千円)	下刈経費5年間(千円)	竹の伐倒・片付3年間(千円)		
既存事業	クヌギ造林	あり	1,019	220.2	83.5	159.3	463.0	造林補助金査定係数170、一般財源9割補助
	クヌギ造林以外	あり	<b>556</b>	440.4	167.0	318.6	<b>926.0</b>	造林補助金査定係数170、保全税8割補助
拡充	造林補助対象樹種	なし	<b>2,037</b>	440.4	167.0	318.6	<b>926.0</b>	造林補助金査定係数90、 <b>保全税で8割補助まで嵩上げ</b>



#### <問5> (県税の使い道について)

現在、県の「森林環境保全税」は、1人当たり年額500円を徴収しており、その税収は年間約1.8億円です。県ではこれを財源として、手入れが必要な人工林<sup>※1</sup>の間伐<sup>※2</sup>や作業道整備、放置された竹林の解消、県民参加型の森林体験活動・森林環境教育など、県民の皆様（森林所有者やボランティア団体など多様な主体）が行う森づくりを支援してきました。

その結果、間伐が必要な面積の約4割まで間伐が進み、竹林面積の増加が止まり、森林体験活動に多くの方々に参加するなどの効果が出てきています。

このような、森林環境保全税の使い道<sup>※3</sup>についてご存知でしたか。次の中から1つ選んでください。

- ※1 人工林：人によって植栽された森林。県内の森林の約55%がスギ・ヒノキなどの人工林です。
- ※2 間伐：混み合った木と木の間隔を空けるための間引き伐採。人工林は間伐を適切に行うことで、林内が明るくなり、残した木の成長や二酸化炭素吸収が進み、健全で公益的機能が高い森林となります。
- ※3 税の使い道について詳しく知りたい方は、とりネット「鳥取県森林環境保全税を活用した事業の実績と効果」をご覧ください。（<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1281629/siryou6.pdf>）

- 1 知っている
- 2 何となく知っているが、詳細は知らない
- 3 知らない

#### <問6> (県税の存続の要否について)

県が導入し、県民の皆様が行う森づくりの支援に使ってきた「森林環境保全税」は現在、第4期（平成30～令和4年度）の最終年度に当たり、見直しの時期を迎えています。

あなたは、水源のかん養<sup>※1</sup>、山地災害の防止、地球温暖化防止<sup>※2</sup>など、多くの公益的な機能を持っている森林を、すべての県民で守り育てる取組の財源として、今後も「森林環境保全税（県税）」をご負担いただくことに賛成ですか。

※1 水源のかん養：水を蓄える、水質の浄化等。

※2 地球温暖化防止：二酸化炭素の吸収による

- 1 賛成
- 2 どちらかと言えば賛成
- 3 どちらとも言えない  
(理由などあれば記載してください)
- 4 どちらかと言えば反対
- 5 反対

#### <問7> (県税に賛成する理由について)

問6で「賛成」又は「どちらかと言えば賛成」を選ばれた方にお聞きします。その理由として、当てはまるものを選んでください。（複数回答可）

- 1 森林が持っている公益的な機能の恩恵は、すべての県民が受けているから
- 2 間伐など手入れが必要な森林や放置された竹林が、県内にはまだ多く残っているから
- 3 森林の保全・整備は、長期的・継続的に取り組むべきだから
- 4 森林体験や森林環境教育などの普及啓発活動は、継続的に取り組むべきだから
- 5 間伐など森林の手入れを進めるため、森林所有者を支援（負担軽減）すべきだから
- 6 県は森林環境保全税（県税）を、市町村は森林環境譲与税（国税）を使って、それぞれ役割分担して県内の森林の保全・整備に取り組むべきだから
- 7 これまでの取組には効果を感じられないが、今後期待したいから
- 8 年額500円であれば負担できるから
- 9 その他 ( )

<問8> (県税に反対する理由について)

問6で「反対」又は「どちらかと言えば反対」を選ばれた方にお聞きします。その理由として、当てはまるものを選んでください。(複数回答可)

- 1 森林にあまり関心がないから
- 2 これまでの森林環境保全税(県税)による取組で、森林の手入れが十分進んだから
- 3 県内の森林がそれほど荒廃しているとは思わないから
- 4 間伐など森林の手入れは森林所有者が行うべきだから(県税による支援は不要)
- 5 国から配分される森林環境譲与税(国税)を使って、各市町村が取り組むべきだから
- 6 これまでの取組について、効果が感じられないから
- 7 年額500円の負担が厳しいから
- 8 その他( )

<問9> (負担して良い県税の額について)

「森林環境保全税」は現在、個人の年間負担額を500円としていますが、年間どのくらいの負担額が適当であると思いますか。次の中から1つを選んでください。

- 1 年間500円は適当である
- 2 年間500円よりも高くする
- 3 年間500円よりも安くする
- 4 森林環境保全税は必要ない(0円)
- 5 わからない

<問10> (負担して良い県税の額について(金額))

問9で「2」又は「3」を選ばれた方にお聞きします。適当と考えられる金額(1人あたり年額)をご記入ください。

( )

<問11> (優先して欲しい県税の使い道について)

あなたが、「森林環境保全税」を活用して支援すべきと思う取り組みはどれですか。次の中から当てはまるものを選んでください。(複数回答可)

なお、1~4はこれまでも森林環境保全税で支援してきた取り組みです。

- 1 手入れが必要な人工林の間伐と、そのための作業道整備
- 2 放置された竹林の手入れ(竹の抜き伐りなど)、竹林から人工林への転換
- 3 国立公園、国定公園、県立自然公園等の景観を改善するための枯死木の伐採など
- 4 森林を守り育てる意識を育むための、県民参加型の森林体験活動・森林環境教育など
- 5 自然とのふれあいや健康増進・交流の場となる里山の整備
- 6 森林の循環利用(伐って、使って、植える)と若返りを進めるための皆伐・再造林<sup>※</sup>
- 7 森林整備の担い手(林業従事者)確保のための人材育成
- 8 公共施設や住宅、店舗などへの県産木材の利用促進
- 9 ニホンジカなど鳥獣による森林への被害を防止する取組
- 10 森林環境保全税は必要ない
- 11 その他( )

※ 皆伐・再造林：木材を収穫するため、成長した人工林を一度に全部伐採(皆伐)し、その跡地に再び苗木を植えて人工林をつくること。

<問12> (私有林への支援の賛否について)

本県では、間伐時期に当たるスギ・ヒノキの人工林が約7万haありますが、多くの場合、間伐では収益は得られず、森林所有者の費用負担が必要となるため、間伐が十分に進まない状況でした。このため「森林環境保全税」で間伐費用の一部を支援し、所有者負担を軽減することにより、間伐を推進してきました。私有林に対する支援により、間伐を後押ししてきたのですが、私有林に支援することについて、あなたの考えに一番近いものを1つ選んでください。

- 1 保安林※のように公益的な機能が明確な森林であれば賛成
- 2 保安林に限らず、すべての森林は水源かん養や地球温暖化防止といった公益的な機能があるため賛成
- 3 個人が所有する森林の財産価値の向上につながるものなので反対
- 4 採算性が低く手入れが進まない森林への支援は賛成だが、利益が上がる森林への公的支援には反対
- 5 その他 ( )

※ 保安林：森林のうち大事な場所にあつて、私たちの暮らしを守るために特に必要な森林として、国や県によって指定されている森林

<問13> (自由記載欄)

その他、「森林環境保全税」についてご意見等がございましたらご自由にお書きください。

最後に、アンケートを統計的に分析するため、あなたご自身についてお聞かせください。

F1 あなたの職業を教えてください。

- 1 農林漁業
- 2 会社員・会社役員
- 3 公務員・団体職員
- 4 自営業・自由業
- 5 専業主婦・主夫
- 6 学生
- 7 パート・アルバイト
- 8 無職
- 9 その他

F2 あなた自身又はあなたの同居家族は、県内又は県外に森林を所有していますか。

- 1 所有している
- 2 所有していない
- 3 わからない

ご協力ありがとうございました。



# 「森林環境保全税(県税)」と「森林環境譲与税・森林環境税(国税)」の概要

- 県内の森林の約55%はスギ・ヒノキなどの人工林であり、水源のかん養、県土の保全、二酸化炭素の吸収など、**森林が持つ公益的機能の発揮のためには、間伐など適正な管理が必要**です。
- このため、**県は**、平成17年度から導入した「**森林環境保全税(県税)**」を活用し、**森林所有者が行う間伐など「県民による森づくり」を支援**することで、森林の機能を維持・回復してきました。
- 一方で、林業の採算性の悪化等により、所有者による管理が困難な森林が増加したため、国は新たに「**森林経営管理制度**」を開始。この制度に基づき、**市町村は**、国から配分される「**森林環境譲与税(国税)**」を活用し、**森林所有者に代わって「市町村が行う公的な森林整備」を推進**する計画です。

## 鳥取県の森林環境保全税(H17～)

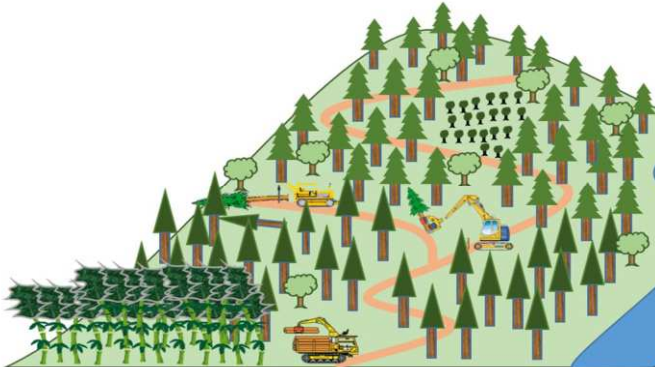
○税額 個人 500円/年  
法人 1,000～40,000円/年

○税収額  
約 1.8億円/年

### ○県の主な役割

#### 「**県民による森づくり**」を支援

(森林所有者、ボランティア団体など  
多様な主体による森づくりを支援)



### ○主な使い道

- ①保安林・普通林の間伐の支援
- ②保安林内の作業道整備の支援
- ③竹林整備(放置された竹林対策)の支援
- ④ボランティア団体等による森林体験活動等の支援



間伐実施後の人工林



作業道を利用した原木搬出



適正に管理された竹林



植樹活動

## 国の森林環境税(R6～)

※ 森林環境譲与税として市町村へ配分(R1～)

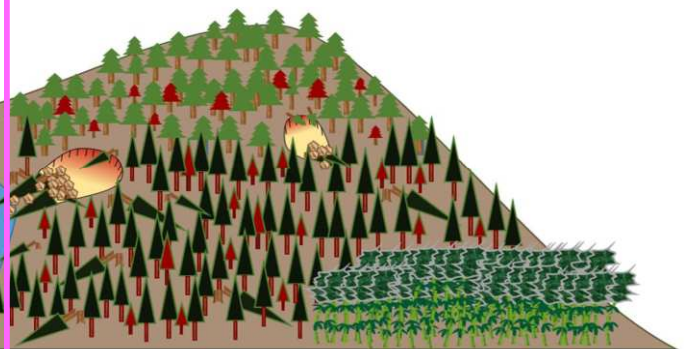
○税額 個人 1,000円/年  
(R6から徴収開始)

○国からの配分額 (R6以降の見込額)  
市町村 約 6.3億円/年(県内市町村の合計)  
県 約 0.7億円/年(市町村の支援に使用)

### ○市町村の主な役割

#### 「**市町村による公的な森林整備**」を推進

(森林所有者による経営管理が困難な森林や、  
所有者が不明な森林の管理)



### ○主な使い道

- ①森林の整備(管理放棄された森林の間伐など)
- ②森林整備を担う人材の育成・確保
- ③木材の利用の促進(公共施設の木造化など)
- ④森林に関する普及啓発



管理放棄された森林  
(下層植生がなくなり、  
土壌が浸食され、  
災害が起きやすくなる)



にちなん中国山地  
林業アカデミー  
(林業従事者の育成を  
目的にH31年4月に  
開校した木造施設)

※ 森林環境譲与税(国税)の使い道は、幅広く活用可能とされていますが、県内市町村の大半は、市町村が行う公的な森林整備に優先的に使う考えです。